

平成 27 年 3 月 20 日制定  
平成 29 年 5 月 30 日改定  
令和 2 年 10 月 21 日改定  
(公社) 大気環境学会常任理事会

## 公益社団法人大気環境学会の各種委員会等に関する規定

### (目的)

第1条 公益社団法人大気環境学会定款第 4 条に定める事業を行うため、大気環境学会に設置する下記の委員会等の組織・運営、および、これに必要な事項を規定するものである。なお、既に規定、内規の定められている委員会等については、その規定等を優先する。

- (1) 倫理委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 国際交流委員会
- (4) 学会賞選考委員会
- (5) 論文賞選考委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 企画運営委員会
- (8) 産官学民連絡協議会
- (9) AJAE 委員会
- (10) 年会委員会
- (11) 地方環境研究所等委員会

### (委員会等の組織)

第2条 委員会等の委員は、原則として会員 5 名より 15 名以内で構成する。ただし、編集委員会については、30 名以内とする。

### (委嘱)

第3条 委員長は、常任理事会の承認を得て、原則として常任理事の中から会長が任命する。ただし、既に規定等の定められている委員会等については、その規定等を優先する。

- 2 任期は理事の任期に同期して 2 年とし、原則として 3 期以上連続して務めることは出来ない。
- 3 委員会等には副委員長を置き、委員長の代理を務めることができる。
- 4 委員は各委員会等の委員長が推薦し、常任理事会の承認を得て会長が任命する。
- 5 委員の任期は 2 年とし、委員の再選は妨げない。ただし、2 期を越えることは出来ない。

### (委員会等の運営)

第4条 委員会等は委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会等の決議は、多数決による。

(規定の改廃)

第5条 この規定の改廃は、常任理事会の議決を得なければならない。

附則 この規定は、平成 27 年 3 月 20 日から遡及施行する。

附則 (平成 29 年 5 月 30 日)

この規定は、公益社団法人大気環境学会常任理事会の議決の日から適用する。